

基本理念

交通事故のない「人もまちも輝く笑顔あふれる船橋」を目指す

計画期間

令和8年度～令和12年度

目標

令和12(2030)年度までに

○交通事故死者数:年間5人以下

○交通事故重傷者数:年間100人以下

交通事故の現状等

「第11次船橋市交通安全計画(令和3～7年度)」に基づき、各種交通安全対策を実施し、この5年間で交通事故件数が減少する等の一定の成果を挙げることができたが、依然として厳しい状況が続いている。

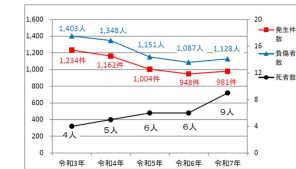
【令和3年と令和7年の交通事故状況比較】

○発生件数 1,234件 → 981件

○負傷者数 1,403人 → 1,128人

○死者数 4人 → 9人

※発生件数と負傷者数は減少したが死者数は増加した。



第1編 道路交通の安全

3つの重点事項

「3項目」に重点を置いた計画としている

1. 悪質・危険な運転者対策の強化

2. 高齢者の交通安全対策の強化

3. 自転車の安全利用対策の強化

10の視点

「10の視点」を置いた計画づくりを行う

1. 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策

2. こどもの安全確保のための環境整備

3. 歩行者の安全確保のための意識変容

4. 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備

5. 外国人の交通安全対策の推進

6. 特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進

7. 生活道路・幹線道路における歩行者等の安全確保

8. 地域が一体となった交通安全対策の推進

9. 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

10. 先進技術の活用推進

9つの柱

「9つの柱」により交通安全対策を実施する

1. 市民一人一人の交通安全意識の高揚

《具体的な施策》
①市民総参加でつくる交通安全の推進
②交通安全に関する普及啓発活動の推進
③地域でつくる高齢者交通安全対策の推進
④自転車の安全利用の推進
⑤段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
⑥効果的な交通安全教育の推進

2. 飲酒運転の根絶

《具体的な施策》
①教育・知識の普及、啓発・意識の高揚
②市民に対する支援
③事業者・市民による取組
④公職にある者の飲酒運転の根絶

3. 安全運転の確保

《具体的な施策》
①運転者教育等の充実

4. 道路交通環境の整備

《具体的な施策》
①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間等の整備
②幹線道路における交通安全対策の推進
③交通安全施設等の整備事業の推進
④効果的な交通規制の推進
⑤自転車利用環境の総合的整備
⑥公共交通の利用環境整備による過度な自
⑦総合的な駐車対策の推進
⑧交通安全に寄与する道路交通環境の整備

5. 車両の安全性の確保

《具体的な施策》
①車両の安全性に関する基準等の改善の推進
②自動運転車の安全対策・活用の推進

6. 道路交通秩序の維持

《具体的な施策》
①暴走族等対策の推進

7. 救助・救急活動の充実

《具体的な施策》
①救助・救急体制の整備・充実
②救急医療体制の整備

8. 被害者支援の充実と推進

《具体的な施策》
①交通事故被害者等支援の充実

9. 交通事故調査・分析の充実

《具体的な施策》
①交通事故多発箇所の共同現地診断
②交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断

第2編 鉄道交通の安全

第3編 踏切道における交通の安全